

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和6年度 第1回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和6年7月5日（金）	
開催時間	午前10時00分 ～ 午前11時45分	
開催場所	足立区役所11階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長
	鈴木 欽哉 委員	秦 邦昭 委員
欠 席 者		
会議次第	1 開会 2 議事 （1）定例審議 ・議案第1号 郷土博物館大規模改修その他工事 ・議案第2号 街路灯新設改修工事 東その3 ・議案第3号 花畑川環境整備検討委託（道路整備課委託第7号） ・議案第4号 国内販路拡大支援事業運営業務委託 ・議案第5号 「スタントマンを活用した交通安全教室（学校向け）」開催委託 3 報告事項 （1）令和6年度定期監査結果について （2）指名停止措置状況について（2月～5月） （3）令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について （4）低入札調査案件について（2月～5月） （5）足立区公契約条例の見直しにおけるパブリックコメントの実施結果について 4 閉会	
資 料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

- ・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開としますが、非公開情報に関する審議については、議事を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

(1) 定例審議

- ・定例審議抽出説明

○飯塚会長

定例審議案件の抽出理由ですが、工事契約案件では、最も高額で案件内容を確認したいもの、街路灯新設改修工事が多くあり、その中で案件内容を確認したいもの、委託契約の中で比較的高額で案件内容を確認したいものということで選ばせていただきました。物品契約案件では、これまで取り上げられたことがなく案件内容を確認したいものということで選ばせていただきました。

- ・工事契約3件

議案第1号 郷土博物館大規模改修その他工事

○工事契約係長

契約方式は条件付一般競争入札、建設共同企業体を結成しての申し込みを求めています。契約金額は5億9235万円、契約の相手方は三浦・堀真建設共同企業体となっております。予定価格については事後公表で、6億3010万円余、落札率は94.01%でした。工事の概要といたしましては、施設更新計画に基づいた当該施設の大規模改修を行ったものです。同時に別案件で電気設備工事、機械設備工事も発注されました。審議いただくのは、競争入札参加

資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過についてです。入札参加資格については、公告書をご覧ください。資格としては、2JVでの申し込みを求めています。第1グループが区内本店事業者であること、共同運営格付がAであること、特定建設業の許可、監理技術者の配置などを求めています。第2グループが区内本店事業者であること、共同運営格付がA又はBであること、一般建設業の許可、監理技術者又は国家資格を有する専任の主任技術者の配置などを求めています。4JVから希望があり、審査の結果、入札業者表のとおり希望のあった事業者すべてを指名しております。開札の結果ですが、初度入札では2者が予定価格超過、1者が辞退、1者が予定価格内で入札し、落札となりました。辞退事由としては、他案件に入札するためということです。当該案件は契約変更をしております。61万円余、0.1%の増額です。変更理由は、インフレスライドによるものということでした。

○秦委員

電子契約が平成5年の6月から開始されました。この案件の開札は5月ですが、電子契約になっているのですか。

○工事契約係長

本案件は議会案件のため、契約日は6月となり電子契約ができる案件としております。

○秦委員

しかし電子契約はしなかったのですね。

○工事契約係長

事業者が選択をしなかったということです。

○秦委員

これは仮契約を結び、議決後に本契約という流れです。仮契約も電子契約可能だったのです

か。

○工事契約係長

そのとおりです。

○秦委員

仮契約が電子契約であった場合、本契約も電子契約ということになり、途中で変えることはできませんね。

○工事契約係長

そのとおりです。

○秦委員

5月中には電子契約ができる状況だったのですね。本日の案件は3件とも電子契約可能となっていますが、実際の契約締結はどちらだったのですか。

○工事契約係長

2番目のみが電子契約でした。

○秦委員

電子契約に関する公告文がありませんが、物品契約は電子契約の対象にしていないのですか。

○物品契約係長

対象にしております。発注票等はないので、その都度、事業者と電話連絡をして意向確認をするという方式をとっております。

○秦委員

受注制限についてですが、公告書に受注制限及び入札参加制限等の変更を行いますと記載されています。変更の内容は電子調達サービスのお知らせ情報を確認となっていますが、その記事は消えてしまっていて確認ができません。後ろの方の注書きには詳しく書いてあります

が、これは要綱どおりの内容になっていて、変更はないようです。この変更を行いますというのは、どのような変更ですか。

○工事契約係長

注書きには原則の取り扱いが書かれています。その上で、年度当初の発注ということで、入札参加制限の緩和を行いました。その内容を調達サービスの方に、この案件とこの案件はとれるというようなことを載せておりました。

○秦委員

入札参加制限の対象にならない案件があったということですか。

○工事契約係長

入札参加制限の制度では、対象となる案件を落札すると1か月は他の案件には一切入札参加ができなくなりますが、この案件も含めて指定する案件については原則2つまで落札者となることのできるものといたしました。

○秦委員

入札参加制限緩和の考え方で、入札参加制限自体をかけないやり方があると思います。特に年度当初にはかけないやり方があります。一方で、入札参加制限がかかっている案件を落札すると1か月間は入札参加ができないというのを、その案件については制限を外して入札参加ができるようにするという方法があると思います。

○工事契約係長

後者の方になります。これを落としても他の6千万円以上の案件をどれかとれるようにするというので、こちらのお知らせ情報でやらせていただいたということです。

○秦委員

注書きの受注制限の表現についてですが、受注制限がかかっても、条件付一般競争入札と公募型指名競争入札のそれぞれ1件ずつ、合計で2件の落札は可能になっています。しかし文章がそのようには取りづらいものになっています。中身をよく読めばそうなのですが、上の方に件数を1件としますとあって、2件の落札が可能とは読みづらいので、表現を工夫していただいた方がいいと思います。入札参加制限については、条件付一般競争入札と公募型指名競争入札を合わせて1件です。受注制限は2件、入札参加制限は1件、この違いがわかりづらいので、そこが明確になるようにした方がいいのではないかと思います。

○鈴木委員

手続きについて伺います。設計説明会が行わないということでした。公告書の中に、工事内容についての質問は、発注課へ問い合わせ願いますとありますが、発注側の責任として質問があったら当然答えるということだと思います。それに関して契約課としてチェックといいますか、例えば贈収賄に繋がるような接触はないかというような、そうした機能は働くのですか。

○工事契約係長

契約課として発注課に質問に答えるにあたって、公平性が保てなくなるような、価格に影響するようなものについては、入札参加者すべてに周知すべきであり、そのような質問があったときは契約課を通すようにしております。しかし、委員がおっしゃるようなことに関して、すべての質問を集約してジャッジするということまではやっていないというのが現状です。

○鈴木委員

不祥事が発生しないための予防的なことというのは難しいですね。当然不祥事が起これば、

再発防止のために広く網をかけるようなルールの変更に繋がるのでしょうから、現状ではルールを変えるようなことは起きていないということですね。

○総務部長

事業者とは二人で対応し、上司に報告するというような、倫理観を持てるようにという別の角度からの研修などもやっております。契約の一件一件について、契約課で広く質問を整理していくということは現実的に難しいので、普段の仕事の進め方における公平性の担保についての研修ですとか、そうしたことを進めているのが現状です。

○鈴木委員

コンプライアンスと言葉でいうのは簡単ですが、それをいかに徹底するかということは難しいことです。以前あった不祥事を防ぐためのルールを続けていっていただきたいと思います。

○総務部長

聞こえてくるところでは、事業者から強く言われることもあるようなので、それについてはコンプライアンスの方へ相談するなりさせておりますが、そうしたことも抱き合わせで思っています。

○田中副会長

かなりの金額をかけて改修するわけですが、あとどれくらい使えるのでしょうか。建築後何年くらい経つのですか。

○総務部長

40年くらいでしょうか。

○田中副会長

6億円くらいかけて、また30年くらいは持

つということなののでしょうか。

○工事契約係長

同時に中の展示のスペースですとか、別の委託契約で改修をかけてもおりまして、それなりの期間は持ってもらわないと困ると思っています。改修に関する計画などもあると思いますので、確認させていただきます。

○秦委員

これは長寿命化計画の対象ではないでしょうか。大規模工事というのは、長寿命化するためのもので、長寿命化計画というのはそういうものだったと思います。そこに載っていれば耐用年数などもわかると思います。

【事務局注：建築後約40年経過、目標使用年数は80年以上とされていることを各委員に後日報告した】

○田中副会長

利用状況はどうですか。

○工事契約係長

それも併せて確認いたします。

○田中副会長

区民の税金ですので、効果的に使われているのか確認したいと思います。

【事務局注：令和元年度までは20000人前後、令和2から4年度はコロナの影響もあり、10000人を切る利用者数であったことを各委員に後日報告した】

○秦委員

インプレスライドで契約変更があったとのことでした。後ほどインプレスライドについて報告がされるようですが、その対象ということ

でいいのですか。

○工事契約係長

インプレスライドについては、契約約款の中に既に記載されております。後ほど報告させていただくのは、毎年やっているのですが、4月に改定される設計労務単価を特例で3月に前倒しで適用するというものです。国でやっているものを都でも区でも同様にやるというものです。

○秦委員

違うものということですね。

○工事契約係長

はい。そちらは特例ということです。

議案第2号 街路灯新設改修工事 東その3

○工事契約係長

契約方式は公募型指名競争入札、契約金額は4009万円余、契約の相手方は株式会社ツーピース、区内本店の事業者となります。予定価格については事前公表で、4546万円余、落札率は88.19%でした。工事の概要といたしましては、街路灯のLEDの交換工事が主なものとなっております。既存のものを撤去いたしまして新たなものに付け替えるものです。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過についてです。入札参加資格については、発注票をご覧ください。資格としては、区内本支店事業者の参加を可としています。共同運営格付はA又はBであること、一般建設業の許可、主任技術者の配置などを求めています。区の電気工事では参加希望者が非常に多いという現状となっております。16の事業者から希望がありまして、その事業者すべてを指名しております。開札の結果ですが、初度入札で予定価格内が7者、最低制限価格未満が2者、6者が辞退、1者が

不参でした。辞退事由としては、技術者の配置困難という理由が上がっています。

○秦委員

10万円くらいの範囲内で7者が競っています。すごいですね。こういうのは適正な競争環境だと思います。

○田中副会长

拮抗していいと思います。

○飯塚会長

街路灯の工事は多数あって、トイレ改修もそうでしたが、たくさんあるときに問題が起こることもありますので、そうした観点で案件に選びました。しかし、見たところ適正な競争が行われている感じはしました。発注票では受注制限の対象ということで街路灯の工事が2件載っていますが、案件抽出の際のリストでは、もっとたくさん街路灯の工事がありました。その中でこの2件のみが対象になるというのは、どういうことでしょうか。

○工事契約係長

確かに案件はたくさんありますが、公表する時期というのがありまして、同時期に公表されたのがこの2件だったということです。

○秦委員

入札参加制限についての記載ですが、これは入札参加制限の対象ではないけれども、過去に6千万円以上の電気工事の落札があれば、この案件も制限されるという意味ですか。

○工事契約係長

そのとおりです。

○鈴木委員

私の家のところの私道にある照明は蛍光灯

からLEDに替わりましたが、切れもしないし全く問題なく使えています。LEDの照明というのは、定期的に工事をしなければならないものなのではないでしょうか。蛍光灯であれば、定期的にやらなければならないというのはわかるのですが、どうなのでしょう。

○検査担当係長（電気）

街路灯も寿命が決まってまして、LEDでも8年から10年です。

○鈴木委員

それくらいで駄目になるのですね。

○検査担当係長（電気）

電子部品の塊でして、電子部品は熱や湿気に弱いというところがあります。8年から10年は持ちますが、それ以降は徐々に壊れていきますので、それを見越して対応しています。区内に約4万の街路灯がありますが、どの地区のどの街路灯が老朽化しているのかをパソコンで管理しています。

○鈴木委員

地震や台風などで壊れる以外にも、寿命がきてということもあるのですね。

○検査担当係長（電気）

そうですね。電子部品の劣化というところです。

○秦委員

蛍光灯に比べるとコストが違います。4分の1くらいでしょうか。

○検査担当係長（電気）

そうですね。水銀灯に比べるとおっしゃるとおりだいぶ安いです。蛍光灯ですと元々安いものなのですが、頻繁に球切れをします。足立区

で従来多く採用したのが水銀灯ですが高価格という弱点はありました。LEDに替わりコストはだいぶ抑えられていると思われます。

○田中副会長

区内の街路灯は大体LEDになっているのですか。

○検査担当係長（電気）

大方は替わっていますが、特殊な形をした装飾灯など代替が難しいものの一部に水銀灯が残っています。それも、デザインの中にどうLEDを組み込むか、またデザイン自体やめてしまうかなど、工夫をしながらやっていますので、なくなりつつはあります。

○田中副会長

それでは、これだけの工事が発注されるのももう少しというところでしょうか。

○検査担当係長（電気）

LEDへの切り替えについてはそうなのですが、LEDの初期のものが10年を超えておりまして、その交換というサイクルに入っています。

○田中副会長

それでも全部を取り替えるわけではないですよ。

○検査担当係長（電気）

それも2パターンあります。電柱に乗っているものは、丸ごと外して丸ごと新しいものを着けるというようにした方が、コストは低いです。独立式のポールで立っているものについては、頭だけ交換したりなどの作業で進めていきます。

○鈴木委員

入札経過調書の入札見積締切日時と開札日時が同じですが、前の案件では1分の差がありました。この違いはどういうことなのでしょう。

○工事契約係長

開札は締切日時以降ということになるのですが、担当者のそのときの開札処理のスピードによりというところです。最速ですと9:00締切、9:00開札ということになります。

議案第3号 花畑川環境整備検討委託（道路整備課委託第7号）

○工事契約係長

契約方式は公募型指名競争入札、契約種別は委託、契約金額は7425万円、契約の相手方は国際航業株式会社東京支店、区外事業者になります。予定価格については事後公表で、7461万円余です。委託概要につきましては、先行していました花畑川の環境整備工事、こちらでは契約変更が大量に起きましたが、護岸の軟弱地盤の解析、測量、設計業務なども含んだ内容になります。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過についてです。入札参加資格につきましては、足立区にある本店又は支店で申し込みを行う場合、共同運営格付順位を有することのみとして、東京23区内、こちらにつきましては、共同運営格付順位の方が1位から150位ということで分けているところでございます。その他に過去5年間に国や都道府県が発注した護岸設計業務を受託した実績を有していること、技術者の資格の方も多数条件を設けてございます。2者から申し込みがあり指名をいたしました。開札結果ですが、初度入札で2者が予定価格超過となり、再度入札では1者が予定価格内、1者が辞退で、予定価格内の1者が落札となりました。落札率は99.51%でした。辞退理由は1回目の入札額以下では対応

できないというものでした。

○秦委員

花畑川の環境整備事業ですが、その1で設計と浚渫で随分と違いがあり時間も予算もかなりかかったようです。それも含めた全体の設計ということですが、その1の工事による影響というのは、この設計には及んでないと考えていいのでしょうか。もっと入札希望者があってもよさそうなのですが、2者だけということでした。影響があったのかなかったのか、その辺が気になります。どうなのですか。

○工事契約係長

2者だけだったというのは、区の方で入札参加の条件を絞ったというところがあります。5年間での国や都道府県の護岸設計業務の実績を求めている、会社としての品質・環境・情報セキュリティ関係の資格、技術者の要件も非常に厳しく求めています。それをクリアする会社ということで希望者が少なかったと認識しています。

○秦委員

その1の事業で混乱があったことを踏まえて、この案件の条件は厳しく設定され、その結果として希望者が少なかったと考えてよろしいですか。

○工事契約係長

そのとおりです。

○秦委員

再入札の設定が1回だけです。2回としているのが多いと思うのですが、1回だけとなっています。結果を見ると、決まったからよかったのですが、再入札で99.51%とギリギリのところを決まっています。再入札の回数はどのように決めているのですか。

○工事契約係長

区では再入札の回数を、工事については2回、委託については1回としております。

○鈴木委員

入札参加資格について厳しい条件を設定したということですが、確かに、記載のような品質・環境・情報セキュリティ関係の資格を有している会社は多くないと思いますし、それを条件としているということは相当に厳しいものだと思います。これを誤魔化そうという事業者はいないですか。

○工事契約係長

落札決定をすると、参加資格で求めたものについては、それを証明する書類の提出を求めています、そうしたことが起こらないような対応をしております。仮に提出ができないということになりますと、落札後辞退ということになります、指名停止をするということになります。

○飯塚会長

共同運営格付の順位について、イメージができなかったのですが、何位くらいまであるのですか。

○工事契約係長

7～800くらいまでだと思います。

○飯塚会長

区内だと7～800位まで、区外だと150まで、大きな差があるのですね。

○工事契約係長

区内事業者優先という観点によるものです。

○飯塚会長

優先の度合いがどれくらいのものかわからなかったのでお聞きしました。

・物品契約2件

議案第4号 国内販路拡大支援事業運営業務委託

○物品契約係長

契約方式は指名競争入札、契約種別は委託になります。契約金額は1760万円、契約の相手方は、しんきん地域創生ネットワーク株式会社で、中央区の区外事業者です。契約期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までになります。令和3年度から毎年実施しています。業務内容については、参加事業者を募り、審査を実施し10社を選定します。選定後、専門家による個別ヒアリングを実施して、現状や課題、強み等により、それぞれの事業者の営業戦略を策定していきます。その後、商品をブラッシュアップしながら展示販売イベントを実施し、消費者の評価等を踏まえながら、より魅力的な商品づくりをしていきます。最終的には百貨店やセレクトショップなどのバイヤーとの個別商談の機会を提供していき、販路拡大を目指していくという事業になります。審議対象アの競争入札参加資格の審査結果については、入札業者表のとおりで下見積業者は1と2の事業者です。本件の受託者の条件として、過去5年間に於いて自治体等の業務実績を有することと条件が付されています。当該要件を満たすもののうち前年度の実績や入札経過等を勘案しながら10者を指名しております。審議対象イの入札経過については、入札見積経過調書をご覧ください。選定した10者のうち、落札した1者のみの入札でした。3者が辞退、6者が不参、落札率は95.24%でした。

○秦委員

この委託事業は3年目ということです。こうした内容の事業ですと、通常は初年度にプロポ

ーザルや入札をして、その後は随契という形が多いですが、初年度から各年度の事業者決定方式、事業者がどうだったのかはわかりませんか。

○物品契約係長

この事業は1年で完結する単年度のものになります。随契というお話もありましたが、毎年度2者から下見積をとっている案件でもありまして、少なくとも2者による競争環境はあるということで、指名競争入札をしております。3年度の事業者は下見積業者のC o - e d i t、4年度の事業者はしんきん地域創生ネットワーク株式会社でした。

○秦委員

3年度からの継続ですが、中身が違うのですか。支援する内容を変えているのか、同じ内容でやっているのか、どちらですか。

○物品契約係長

同じような内容です。

○秦委員

支援対象を変えながらやるということで、多様性は出ると考えればいいですか。

○物品契約係長

そのとおりです。

○秦委員

3年間の結果については、どう評価されていますか。

○田中副会長

それは私もお聞きしたかったことです。

○秦委員

金額としては少ないですが、発想としては面白いのではないかと思います。行政としては不

得手な分野ではないでしょうか。行政でできるはずがなく他の力を借りるしかないので、委託で専門の事業者を選んで区内全体の産業の発展に繋げていくということで、発想としてはよくわかるのですが、結果はどうだったのでしょうか。

○物品契約係長

毎年、産業環境委員会で報告されておりまして、実際に売り上げがどれくらい上がったかですとか、商談の成約状況も公表されており、毎年、効果は上がっていると聞いております。参加した事業者の満足度も高いと所管課からは聞いております。

○田中副会長

毎年、参加する事業者は違うのですね。

○物品契約係長

そう聞いています。

○田中副会長

ここに参加して学んでいただいて、その後はそれを活かして続けていただくということですね。

令和3年度の事業者だったC o - e d i t が不参だったのは何故ですか。

○物品契約係長

不参ですので理由の確認はできておりません。

○秦委員

3年目なので予定価格の設定はしやすいとは思いますが、どのように設定しているのでしょうか。こうした事業になると行政側にはノウハウがなく、事業者の見積を参考にするしかないと思います。事業自体やろうと思えばいくらでも広がるものですし、見積をとるにしても、

事業規模等を決めるのも難しいと思います。そうした中で、どのように予定価格を決めているのでしょうか。

○物品契約係長

所管課の方で、仕様書を提示した上で2者から下見積をとり、それを基に予定価格を設定しています。

議案第5号 「スタントマンを活用した交通安全教室（学校向け）」開催委託

○物品契約係長

契約金額は378万円余の委託案件になります。契約の相手方は、株式会社オフィスワイルドで、神奈川県川崎市の区外事業者です。契約期間は令和5年6月13日から令和5年12月21日までになります。本件は区内の中学校12校、高等学校3校の合計15校を対象に、スタントマンによる交通事故の再現などを取り入れた交通安全教室の実施を委託するものです。委託内容の中には、時速40キロの自転車への衝突実験、飛び出し自転車が衝突する事故、トラック左折時に自転車を巻き込んでしまう事故、乗用車の死角衝突事故等があります。審議対象アの審査結果については、業者表のとおりで下見積業者は1の事業者です。本事業については履行可能な事業者が3者のみのため、3者すべてを選定しております。審議対象イの経過については、選定した3者のうち、下見積をした1者が予定価格内、1者が予定価格超過でした。1者是对応不可の日程があるということで辞退しております。落札率は100%でした。

○田中副会長

これは毎年行われているのですか。

○物品契約係長

毎年行われています。

○田中副会長

いつからですか。

○物品契約係長

システムで遡れる範囲は平成26年ですが、平成26年からは毎年実施しています。

○田中副会長

同じ学校で行われているということは、対象の学年が決まっているということですか。それとも3年続けて参加するのですか。

○秦委員

学校は変えて実施しているのではないですか。

○鈴木委員

全部の中学校は入ってないですね。

○契約制度改善担当係長

3年くらいのローテーションで回して、3年の在学期間中に1回参加できるようになっているのではないのでしょうか。

○田中副会長

大事なことですからいいことだと思います。是非続けていただければと思います。

○飯塚会長

その場で再現してもらおうと効果として高いと思います。

○秦委員

案件概要の説明には警察との連携と入っていますが、仕様書には一切、警察との連携については入っていません。これは当然の前提になっているからですか。おそらく事前に相談して、警察の考えを受けて、了承を受けてやっている

のだと思うのですが、一切そうしたことが入っていないというのは、何か理由があるのでしょうか。交通安全協会は関係ないのですか。

○契約課長

基本的に交通安全教室のようなものを行っていると思いますが、一緒にやっているのかどうかは……

○秦委員

連携してやればいいと思います。区と学校だけでやる内容ではないように思います。

○契約課長

おそらく一緒にやっていると思いますが、これだけではわかりませんので、確認したいと思います。

○飯塚会長

会場は校庭でしょうか。

○契約課長

たぶん警察と一緒に交通安全教室として校庭でやられているものだと思います。その一部として、このスタントマンによるものが行われているのだと思います。

○秦委員

もっと大きなものの可能性があるということですか。交通安全の授業として行われて、そのうちのスタントマンを使う部分だけ切り出すと、このような形であって、それ以外に警察の担当から交通安全の話があるということでしょうか。

○契約課長

そのあたりは確認します。

○鈴木委員

教育委員会は関らないのでしょうか。

○秦委員

学校行事なので教育委員会も関わるかもしれませんね。

○鈴木委員

逆に教育委員会の意向があって、こういうことを進めているという面があるのでしょうか。

○契約課長

教育委員会もそうですし、交通対策課としてもというところでしょうか。

【事務局注：以下について各委員に後日報告した】

- 1 交通安全教室とは、スタントマンによる再現だけではなく、警察の講話等がある。本委託は、交通安全教室の一部。
- 2 交通安全教室の実施にあたり、交通対策課は学校や警察との調整は行うが、交通安全協会や教育委員会との直接の関りはない。
- 3 履行場所について、各校3年に1回のローテーションで開催。対象となった学校については、全学年を校庭（※雨天は体育館）に集めて実施。

○飯塚会長

お諮りします。議案第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

ー全委員了承ー

3 報告事項

（1）令和6年度定期監査結果について

○契約課長

5月の月上旬に定期監査を受けましたが、監査委員からの指摘事項等については、ありません

でした。

まず、工事契約の実績についてですが、合計件数357件、そのうち区内事業者が283件、区外事業者が74件、約8割が区内事業者でした。金額では合計149億円余、そのうち区内事業者が134億円余、約9割が区内事業者でした。工事発注については、一部を除いて原則、区内事業者優先です。

次に物品契約の実績についてですが、合計が2840件、そのうち区内事業者1447件で51%でした。金額も466億円余のうち198億円余、約48%でした。

続いて、検査の事務処理実績です。130万円以上の工事契約、150万円以上の物品契約は契約課の検査担当係長が検査を実施しております。工事検査は938件、物品検査は194件となっております。月別では工事、物品ともに3月の検査が多くなっています。年度末ということで処理が集中しています。

次は事務事業評価調書です。指標1の契約件数ですが、令和2年度から令和5年度にかけて増加傾向となっております。今後の方針といたしまして、令和5年度に契約制度の改革を行っておりまして、引き続きその検証を進めまして、より適正な制度の改善に取り組んでいくこととしております。

次は違約金の状況です。令和5年度の発生は3件で62600円ですが、すべて収入済みです。過年度分については6件が収入未済となっておりますが、自己破産や連絡がつかないというもので回収が困難なものとなっております。特別収納対策課とも協議しながら、時効を待つのか早めに落とすのかを検討してまいります。

次は小規模契約希望者制度の実績です。令和5年度の工事契約の実績ですが、小規模契約の対象件数は670件、入札参加件数は354件、実際に受注できたのが138件となっております。令和3年度から令和5年度にかけて、登録者数は減っておりますが、入札参加者数と受注

者数は増えております。これは令和4年度に全庁に向けて、必ず登録している事業者1者以上から見積をとるようにお願いをしております、その効果が徐々に表れているものです。登録者数が減っている理由ですが、登録期間が3年間でして、令和5年度が更新時期となります。その際に実態のないところが更新をしなかったり今回は更新を希望しないところがあったりして、それで減ってはいます。しかし4月、5月、6月と新たな申請もありましたので、これからまた増えていくものです。物品契約については数字として減っているものが多いのですが、物品契約については所管課の方で区内事業者の活用が元々されていて、小規模契約制度を使わなくてもというところがあるようです。制度として今後も存続するのかは、今後検討していきたいと思えます。

次は特命随契から長期継続契約への移行の状況です。段階的に移行を進めている状況です。

(質疑なし)

(2) 指名停止措置状況について(2月～5月)

○契約課長

指名停止は1件ありました。株式会社エースシステム、物品契約の事業者です。東京都のパスポートセンターで中国人の従業員が、個人情報を持ち出してしまったというもので、1か月の指名停止の該当となりました。

○秦委員

これは足立区の案件ではないですね。

○契約課長

そのとおりです。

○田中副会長

個人情報を持ち出して何をしたかったのでしょうかね。

○契約課長

そこまではわかっておりません。

(3) 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価(新労務単価)に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について

○契約課長

先ほど議案の審議の中でお話がありましたが、国や都で適用している新設計労務単価の特例措置、インフレスライド条項の運用について、今年度も区でも実施していくというものです。

○秦委員

適用件数はどれくらいですか。

○工事契約係長

議会案件でインフレスライドが適用されたものが8件くらい出てきております。この特例が使われたものかどうかは不明ですが、3月から適用するというので、その分も含めたインフレスライドということになると思いますので、それくらいの件数にはなるかと思います。

○田中副会長

毎年同じくらいですか。

○工事契約係長

最近是人件費の上昇幅が大きく、事業者の方でそれを飲み込めないというところもありますので、増加傾向かと思えます。

○秦委員

設計労務単価の引き上げ幅はどれくらいでしたか。国は5.9%だったと思いますが、区ではどれくらいですか。

○工事契約係長

足立区は都に準じていると思いますが、数字

については確認いたします。

【事務局注：（国）５．９％（都）５．７％であったことを各委員に後日報告した】

（４）低入札調査案件について（２月～５月）
○契約課長

対象となったのは４件です。いずれの案件についてもそれぞれ事業者から資料等も求めて事情聴取を行いました。公契約条例の労働報酬下限額についても遵守するとの確認がとれておりますし、また金額が低かったことについても[REDACTED]の理由が示されました。それにより問題なく施工ができるという判断がされたものです。

○秦委員

最低制限価格と比べたときに、考え方として同じ取扱いとしていて、低入札調査の基準価格と最低制限価格は同じような考え方でやっています。最低制限価格ではそれで引っかけると対象にならなくなりますが、この場合は低入札調査ということで、中身を見てということになり、その差が気になるところです。低入札では許容範囲となり得ますが、最低制限ではそれで足切りとなります。制度としてそうなのだからということなのでしょうが、そのところが気になるところです。もう少し幅があってもよさそうに思います。

○契約課長

入札制度改革の方も継続してやっていく必要がありますし、今のご意見についてもどういうものが適切なのか検討していきたいと思います。

（５）足立区公契約条例の見直しにおけるパブリックコメントの実施結果（速報）について

○契約課長

これまでに公契約条例の見直しについては、ご意見を頂戴し、昨年度中にまとめていただき、ありがとうございました。いただいたご意見に沿った素案について、４月２５日から１か月間、パブリックコメントを実施いたしました。実施結果ですが、３１０者から３９７件の意見を頂戴しております。主な意見としては、労働者への周知に関するものが多かったですが、事業者の負担軽減についての意見もありますし、また、適用範囲を拡大してほしいというご意見もありました。先日の総務委員会でも、この内容について報告したところですが、議員からも周知についてのご意見は頂戴しております。今後は周知カードの作成、配布により、従業員一人ひとりがスマホを使って情報を確認し、ご自分でも労働報酬下限額を確認できるようにしていくなど、今後の取り組みについても報告をいたしました。今後のスケジュールとしては、次回８月の総務委員会で、パブリックコメントの意見に対する区の考え方を報告したいと考えています。９月には条例改正案を提出し、来年４月から改正条例を施行したいと考えています。

○秦委員

アンケートの結果で、労働者の立場からの意見が多く寄せられていて、その一つ一つの意見は重要であり、そこはよく検討して対応していくということだろうと思います。しかし、事業者からの意見がほとんどないようです。事業者の負担の問題、経営への影響など、事業者がどう考えるかという部分もあると思います。また、行政側の財政負担や事務負担の問題もあります。そうした問題も含めて検討していただくというのが、一番大事だと思います。中身として、労働者側からのものはニーズなので、大切にしていってほしいと、全体の中で可能なところはやっていくということだろうと思います。その他のところでは、公契約条例そのものについてとい

うものも結構あり、今回の改正とは別の観点ではありますが、参考になるものであり貴重な意見がたくさんあったと思います。

○田中副会長

パソコンを使えない時はどうすればいいか考えてほしいというのもありました。

○秦委員

外国人労働者のために多言語化というものもありました。

○田中副会長

増えてきているのですね。18件の意見があったということは、本当に必要とされていることなのでしょうね。多言語表記もなかなか難しいでしょうね。何か国語まで入れていくのか。

○契約課長

周知カードのQRコードを使って区のホームページにアクセスしていただくと、130を超える言語に対応はしているので、そこをうまく活用していただけるといいのかなと思っています。

○飯塚会長

そもそもカードが何なのかがわからないかもしれませんね。

○契約課長

ポスター掲示やチラシですとか、事業者から労働者への説明など、そうしたものを絡めて、いろいろなもので情報を伝えていく、地道に伝えていくという必要があると思っています。

○秦委員

事業者からの話を聞いたりしているのですか。

○契約課長

労働報酬審議会の中でも、事業者側、労働者側、それぞれの団体の方からのご意見もいただいている、事業者からは事務負担が大きいという意見をいただいていますし、労働者側からすると適用範囲を広げてほしいという意見があります。そうした意見を踏まえて当審議会で意見をまとめていただきました。

○秦委員

まとまった結果としての改正素案に対する事業者側からの意見ということです。パブリックコメントでは少ししかありません。事業に影響する話ですし、業績にも影響しますので、問題がないということであればいいのですが、よく聞いてもらいたいと思います。

○総務部長

業界団体の方々とお話する中でご意見を求めましたが、あまり出てこなかったというところはあります。負担になるところは軽減してくれると助かるという、総体的なご意見はいただいたことはあります。

○秦委員

これだけを見れば、賛成の意思表示にもとれます。特に意見もなく、受け入れていると理解すれいいのかどうかということです。

○鈴木委員

会計士の仕事柄、いろいろな会計基準などのパブリックコメントを見ることがありますが、いかにもガス抜きだなというものもあります。パブリックコメントをいくら出しても、原案は直さないという回答が結構多いです。作る側も相当に考えて改正案を作ってきているので、コメントを出しても受け入れられないところがあります。コメントがないということが、どちらなのかということでしょうね。出しても通ら

ないと思っているのかもしれませんが、その辺を気を付けていただければというところはあります。

○契約課長

条例については、働いている側は意見を言いやすいところがあり、どうしてもそちら側からの意見が多くなってしまうのかなと思います。

○秦委員

半面で、事業者側にとっては負担になってくる、経営への影響も当然出てくるので、どう考えるかですね。

○契約課長

事務負担が軽減されるというところもあって、それである程度は受け入れている部分があると思っております。

○飯塚会長

令和7年4月から施行予定ということですので、周知については徹底してやっていただく必要はあるかと思います。周知カードは事業者を通じて配布ということですので、事業者に対する周知もきちんとやっていただくことが必要ですし、事業者へきちんとやっていただくという働き掛けもしていただけたらと思います。

4 閉会

○飯塚会長

事務局から連絡事項があればお願いします。

【契約課長が次回審議会日程について説明】

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認後に、区長へ提出といたします。よろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

○飯塚会長

以上をもって令和6年度第1回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。